



ロドルフォ・スタンベンハーゲン
理事

パートナー団体からの報告 ラテンアメリカの人種主義と先住民族

ロドルフォ・スタンベンハーゲン(メキシコ大学名誉教授、IMADR理事)

ラテンアメリカにおいて、先住民族に対する人権侵害は増え続けている。2012年も例外ではなかった。しかし、別の意味での前進もあった。裁判において先住民族の原告あるいは被告に有利な決定がなされた事件が多くあった。さらには、先住民コミュニティに益する法律が制定され、先住民族の権利に関して一般社会の関心が高まった。先住民組織や人権団体が再生されたり、ごく一部の国々ではあるが、政府の姿勢や公共政策において先住民族の要求にとって、わずかながらではあるが、好ましい変化が起きた。

それにもかかわらず、アメリカ大陸にいる数百万人の先住民族の人権を揺さぶってきた旧来からの問題は、依然として未解決のままである。確かに、地域のすべての国家は、先住民族は国際人権諸条約において認められているすべての人権；市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の保持者であることを法的に認めている。すべてではないが南北アメリカ大陸の大半の国々は、これら条約を批准している。一部のラテンアメリカ諸国はそれら批准文書に沿って自国の憲法や法律制度を改正し、先住民族の特別な集団的権利を少なくとも公式には認めるようになった。ただし、大抵の場合、これら権利は日常生活の中で効果的に実施され尊重されているとは言えない状況である。一部の国々では、反人種主義および反差別の特別法が制定されたものの、その有効性は必ずしも明確に表れているわけではない。

実際問題としては、先住民族はさまざまな形態の周縁化、社会的排除と差別、そして多くのケースにみられるように経済的搾取と剥奪の継続的な被害者である。ここ数年来の大きな問題の一つは、グローバル化された資源抽出経済による先住民族の権利と生活様式に対する影響、および先住民族の土地と環境に対する影響に関係している。なぜこれは深刻な人権問題であり、どのように人種主義と関係しているのだろうか？

資源抽出経済の活動は鉱物採掘と石油抽出に集中している。さらに、そこに大規模農園、水力発電事業、インフラ設備建設などの大きな開発プロジェクトを加えることができる。金属鉱業はこの間、高度な資本集約型の事業となり、多くの鉱物資源の国際価格が驚くほ

ど高騰し、株主や企業役員に莫大な利益をもたらしている。これら事業活動は北の企業が管理運営しているが、その活動はかなりの部分、世界の貧しい国々の中で特に周縁に追いやられた地域に集まっており、それら地域の多くは先住民族が昔から住む大地である。近代的な資本集約型採掘事業は、広大で鉱物資源が豊かな地域の破壊を伴う。これら地域の豊かな資源は、農民や先住民族が自給自足の生活を維持できる程度の土地、水、野菜などを提供してきた。あと数年もすれば、これら地域の自然環境は間違いなく被害をうけ、水資源は枯渇し、健康・衛生・食の安全保障は社会問題の原因となり、時には政治的対立を引き起こすようになるだろう。一握りの地域住民は鉱山で臨時雇用を見つけるであろうが(利益を生む採掘活動はせいぜい長くて10数年である)、大多数の住民は伝統的な経済活動の基盤を失くし、鉱物資源豊かな地域から都市のスラムに追いやられ、人口過密な貧困地域の“極度の貧困問題”の一部となり、そこであらゆる形態の人種主義的で差別的な行動や処遇に日常的に曝されるようになる。

そのようなプロセスはラテンアメリカだけではなく、南アジア、東南アジア、アフリカ、北米などあらゆる地域で起きている。一部の主張にかかわらず、大規模鉱山活動は、先住民族や地元住民に持続可能な開発のきっかけをもたらしてはいない。時折の例外は定説にはならない。

先住民族と多国籍グローバル経済企業間の権利と利害の衝突は数多くの対立を引き起こし、時には暴力に発展した。世界の人権団体に支持された先住民族の活動は、しばしば訴追され、“企業に優しい”政府により“テロリスト”として刑事罰を受けている。この数か月、マスメディアは先住民族や人権団体による抗議デモ、デモ参加者の逮捕と起訴、国家による反テロ法の適用、そしてこれら紛争地域における社会環境の漸進的退化を報道してきた。ラテンアメリカで言えば、こうした事件はグアテマラ、ペルー、チリ、メキシコをはじめとした国々で起きている。カナダの北米先住民族は、国の北部で起きている同様の出来事について苦情を訴えている。国連先住民族の権利に関する特別報告者は、国連人権理事会にこうした問題を定期的に報告して

きた。

国際的にみれば、先住民族の権利はILO第169号条約で保護されているが、残念ながら大多数のILO加盟国はこの条約を批准していない。同じく、2007年に国連総会で採択された国連先住民族の権利宣言も先住民族の権利を保護している。先住民族の権利を支持する国際文書、宣言、勧告がますます増えている。アメリカ大陸では、米州人権委員会と米州人権裁判所がこの問題にますます注意を向けるようになり、この10年、先住民族の権利の保護に関して重要な貢献を果たしてきた。それにより、その前の10年間はほと

んど注意が払われなかったこれら法律問題に注意が向けられるようになり、法的環境に大きな変化がもたらされた。残念ながら一部の政府はこの進展を歓迎しておらず、ラテンアメリカの一部諸国の間には、地域の国々が一緒になって数十年前に作った地域人権機関の重要性や任務を低下させようとする動きがある。もしそのようなことになれば、先住民族やその他のマイノリティコミュニティにとって、さらには人権保護メカニズム全般にとって、今後の成り行きが懸念される。

(Rodolfo Stavenhagen)